

①

金融保険事業法人の特定海外債権に係る海外
投資等損失準備金の損金算入に関する明細書

事業 年度	・ ・	法人名	
----------	-----	-----	--

特定海外債権等の認定		1	昭平 第 号	積立 限度 額の 計算	特定債務返済繰延契約対象 債権の金額	9	円
当期積立額		2			特定債務返済繰延契約対象債権金額の基準額の計算	特定債権との重複排除額の増加額 (9)のうち、基準日以後に行われた貸付に係る金額	10
積立 限度 額の 計算	特定海外債権金額の増加基準額の計算	基準日における特定海外債権の金額	3		特定債権との重複排除額の増加額 (9)のうち、(8)に対応する特定海外債権金額の増加額	11	
		当期末における特定海外債権の金額	4		特定債務返済繰延契約対象債権の金額から控除する金額 (10と11のうち少ない金額)	12	
		特定海外債権金額の増加額 (4)-(3)	5		特定債務返済繰延契約対象債権金額の基準額 (9)-(12)	13	
		特定海外債権金額の増加額を国別計算した場合の加算額	6		積立対象特定海外債権の金額 (8)+(13)	14	
		国別計算した場合の特定海外債権金額の増加額 (5)+(6)	7		積立限度額 $(14) \times \frac{1}{100}$	15	
		特定海外債権金額の増加基準額 (5)又は(7)のうち選択した金額	8		積立限度超過額 (2)-(15)	16	

法0310-1202

別表十二(二)

平十四・四・一以後終了事業年度分

別表十二（二）の記載の仕方

この明細書は、青色申告書を提出する法人でその営む主たる事業が金融及び保険業であるものが、平成14年改正前の措置法第55条の2（特定海外債権に係る海外投資等損失準備金）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この場合には、平成14年改正前の措置法規則第21条の2に規定する書類の添付が必要とされますので、御注意ください。